

# 納付困難告示案（案）概要

第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則(令和七年総務省令第十六号)  
第二十二条第一項第四号の規定による総務大臣が告示する事由を定める告示案 概要

## 1. 制定の目的

- ブロードバンドのユニバーサルサービスに係る交付金の額(第二種交付金の額)については、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則(令和七年総務省令第十六号。以下「第二号算定等規則」という。)第22条第1項にて、当該交付金の額を減額することができる特例が規定されている。
- 本特例が発動する高速度データ伝送役務提供事業者に係る事由としては、事業者の倒産手続における債務免責等の効果が発生する法律行為がまず想起され、第二号算定等規則においては、既に①会社更生法の規定による更生計画認可の決定、②民事再生法の規定による再生計画認可の決定、③会社法の規定による特別清算に係る協定の認可の決定が規定されているところ。そのほか、④その他総務大臣が告示する事由がある場合を同規則で規定しており、今般その告示を定めるもの。
- 具体的には、納付困難となる事由として、①～③と同様に倒産手続における債務免責等が発生する法律行為である「破産手続開始の決定」が考えられるところ、今般の告示制定においては、この破産手続開始の決定のみを規定することとした。

### 【今般の制定内容】

	会社更生法	民事再生法	会社法	破産法等
交付金額減額事由	更生計画認可の決定	再生計画認可の決定	特別清算に係る協定の認可の決定	破産手続開始の決定
第二号算定等規則 第22条 第1項	1号	2号	3号	4号(告示で規定)

## 2. 主な制定内容

- 納付困難事由として、破産法その他の法の規定による破産手続開始の決定を規定

※ 会社更生法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、民事再生法、会社法において破産手続開始の規定が存在するため、告示案では上記のように「破産法(平成十六年法律第七十五号)その他の法の規定による破産手続開始の決定」と規定。

# 納付困難告示案（案）概要

第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則(令和七年総務省令第十六号)  
第二十二條第一項第四号の規定による総務大臣が告示する事由を定める告示案 概要

## 3. 参照条文

### ■ 第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則(令和七年総務省令第十六号)

(高速度データ伝送役務提供事業者が会社更生法の規定による更生計画認可決定等を受ける場合の特例)

第二十二條 次の各号に掲げる事由のいずれかが生じたことにより第二種負担金の納付が著しく困難となったと認められる高速度データ伝送役務提供事業者(以下この条において「納付困難事業者」という。) がいる場合における当該事由のいずれかが生じた日(以下この条において「事由発生日」という。)の属する月以降の月に係る 第二種交付金(当該事由発生日の属する事業年度に係る第二種交付金に限る。) の額は、この章(この項を除く。)の規定により算定した当該 第二種交付金の額となるべき額から、当該事由が生じた納付困難事業者が事由発生日以降に納付すべき第三章の規定により算定した第二種負担金の額を当該第二種交付金の額となるべき額と事由発生日以降の支援機関の第二種支援業務(法第七條第二号に掲げる業務及び同条第三号に規定する業務のうち同条第二号に掲げる業務に附帯する業務をいう。以下同じ。)に要する費用の額のうち当該第二種交付金の額となるべき額を控除したものの比率(次項において「第二種交付金対業務費比率」という。)で按あん分した額のうち当該第二種交付金の額となるべき額に 対応する額を減じて得た額とすることができる。

一 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第百九十九條第一項から第三項まで、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第百二十條第一項又は同条第二項において準用する会社更生法第百九十九條第二項若しくは第三項の規定による更生計画認可の決定

二 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第百七十四條第一項の規定による再生計画認可の決定

三 会社法(平成十七年法律第八十六号)第五百六十九條第一項の規定による特別清算に係る協定の認可の決定

#### 四 その他総務大臣が告示する事由

2・3 (略)

# 回線単価告示案（案）概要

第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則(令和七年総務省令第十六号)第二十四条第一項及び第二項の規定による総務大臣が告示する方法を定める告示案 概要

## 1. 制定の目的

- ブロードバンドのユニバーサルサービスに係る負担金額(第二種負担金の額)の算定に用いられる回線単価の算定方法は、「**総務大臣が告示する方法**」により行う旨が規定されており(第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則(令和七年総務省令第十六号。以下「第二号算定等規則」という。)第24条第1項)、今般その告示を定めるもの。

※ 算定された回線単価は、各負担事業者の毎月末の回線数を乗じる方法により、各負担事業者の毎月の負担金額算定に用いられることとなる。

## 2. 主な制定内容

### 第二種負担認可申請する際の回線単価の算定方法(申請単価)【告示案第3条関係】

- 基礎的電気通信役務支援機関が第二種負担認可の申請に当たり、当該申請に係る第二種負担金の総額を算定するために用いる単価。(1月～12月に用いる回線単価)

$$\text{申請単価}^{\ast 1} = \frac{\text{第二種交付金の総額} + \text{支援業務費} - \text{前年度過不足見込額}^{\ast 2}}{\text{直近の継続した十二月間の各月の算定対象回線数の総数}}$$

※1 小数点以下切り上げ。申請単価と認可時の単価が異なる場合(認可単価)には、当該認可単価を申請単価とみなす。

※2 前年度の申請単価×前年度の合計算定対象番号数－(前年度の第二種交付金の総額＋支援業務費)

# 回線単価告示案（案）概要

第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則(令和七年総務省令第十六号)  
第二十四条第一項及び第二項の規定による総務大臣が告示する方法を定める告示案 概要

## 2. 主な制定内容（続き）

ただし、実際に半年間徴収をした結果、年間を通じた徴収総額よりも増減があるような場合には、次の計算式により得られた単価（調整単価）を残り半年間（7～12月）用いることとした。

$$\text{調整単価} = \frac{(\text{第二種交付金の総額} + \text{支援業務費} - \text{前年度過不足見込額}) \times 1/2 - \text{徴収過不足反映額}^{\ast 3}}{\text{直近の継続した十二月間の各月の算定対象回線数の総数} \times 1/2}$$

※3 徴収過不足実績額(事業年度において徴収した第二種負担金の総額から当該事業年度に交付した第二種交付金の総額とその交付及びこれに附帯する業務に要した費用の額を控除した額)と前年度徴収過不足額との差額

## 3. 参照条文

### ■ 第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則(令和七年総務省令第十六号)

(第二種負担金の額の算定方法)

第二十四条 法第一百条の五第二項において準用する法第一百条第二項の総務省令で定める方法は、事業年度ごとに、総務大臣が告示する方法により支援機関が算定する次の第一号に掲げる値に、次の第二号に掲げる値を乗ずることにより算定する方法とする。

一 回線単価(高速度データ伝送電気通信役務(施行規則第四十条の七の二に規定する電気通信役務を除く。以下同じ。)の提供に係る電気通信回線一回線当たりの第二種負担金の月額をいう。以下同じ。)

二 この条の規定による第二種負担金の額の算定の直近の継続した十二月間の各月の算定対象回線数(報告規則第九条(第二号に係る部分に限る。)の規定により電気通信事業者から報告される月ごとの回線数を用いて次条第一項の規定により総務大臣が高速度データ伝送役務提供事業者ごとに算出する第二種負担金の額の算定の対象となる回線数をいう。以下同じ。)の合計数